

請　願　文　書　表

(産業観光局)

受 理 番 号	1112	受 理 年 月 日	令和3年9月28日
件 名	新型コロナウイルス感染症の影響に対する営業補償等		
要 旨	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のために休業等を余儀なくされた中小業者の営業を守るために、以下のことを求める。</p> <p>1 飲食店への新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について 京都府の協力金では同じような営業形態の店でも支給時期に差が大きく、不備の修正依頼がなくても2,3箇月支給が遅れている店もあれば、直前の申請分まできっちり入金されている店もある。京都府と連携して早期の支給に取り組んでいただきたい。</p> <p>また、緊急事態等重点措置は昼夜問わず人流を抑制することを目的としているため、時短要請の対象とならない昼間のみ営業する飲食店でも売上が減少している。昼間の飲食店に対して独自の支援制度を国の臨時交付金なども活用して創設していただきたい。</p> <p>2 飲食店以外の業種への直接支援について 国による月次支援金では、外出自粛の影響を受けている業者かつ50パーセント減収が条件と、対象が極めて限られている。また、飲食店の協力金との補償額の差も大きく、業種による差別との声も上がっている。国の臨時交付金を活用して飲食業者以外にも独自の支援金制度を作っていただきたい。</p> <p>また、売上減少のみに基づく新型コロナによる経済的影響の認定は、一部の業種では新型コロナのせいで経済的に苦しいのに支援策の対象とならない事態が起きている。建設業において新型コロナの影響で木材が値上がりする、いわゆるウッドショックと言われるような原材料高騰に連動して売上ののみがつり上がり、利益が減少する現状に対応できていない。経済的影響の認定方法についても追加や見直しを要望する。</p> <p>現行の京都市中小企業等再起支援補助金制度は減収要件が30パーセントと引き下げられて多くの業者が活用できるようになった。しかし、現行制度は設備投資に利活用する必要がある。新たに事業継続のために重くのし掛かる家賃などの固定費に活用できる支援制度を求める。</p>		
請 願 者			
紹 介 議 員	くらた共子、平井 良人、森田ゆみ子、山田こうじ		
付 託 委 員 会	産業交通水道委員会		